

(4) 脳科学専攻修了論文の提出方法及び審査方法に関する申合せ

平成 16 年 9 月 10 日
教務専門委員会議了
脳科学研究教育センター長制定

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、北海道大学脳科学研究教育センター脳科学専攻教育プログラム内規（以下「内規」という。）に定める修了論文（以下「修了論文」という。）の提出方法及び審査方法に関し必要な事項について定めるものとする。

(修了論文の提出方法)

第 2 条 内規第 7 条第 1 項に基づき、脳科学専攻履修生は所属する学院（以下「所属学院」という。）の学位論文と同一のものをセンター長に電子媒体で提出する。提出期限は、それぞれの所属学院の学位論文提出期限と同期限とする。

2 修了論文には、論文内容の要旨を添付する。

3 修了論文提出予定者は、予めセンター長が定める所定期日までに「修了論文題目届」を提出する。

(修了論文の審査委員)

第 3 条 内規第 8 条に規定する修了論文の審査は、複数の学院の兼務教員の審査委員をもって充て、審査委員の選出は、センター運営委員会教務専門委員会（以下「教務専門委員会」という。）が行う。

(修了論文の審査方法)

第 4 条 審査委員は、修了論文内容が内規第 8 条の研究分野であるか否かについて審査し、予めセンター長が定める所定期日までに審査結果をセンター長に報告する。

2 審査委員は、審査の必要に応じて修了論文提出者に修了論文に関する発表と質疑を求める事ができる。

(修了論文の合否判定)

第 5 条 教務専門委員会は、センター長の付託に基づき修了論文の合否判定を行う。

2 教務専門委員会は、修了論文題目届が提出された修了論文の公開発表会を行う。

(雑則)

第 6 条 この申合せに定めるもののほか、修了論文の提出方法及び審査方法に関し必要な事項は、教務専門委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 5 年 3 月 31 日に本学大学院に在学し、改正前の発達脳科学専攻教育プログラムを履修する者で、この申合せの施行日以降引き続き当該教育プログラムを履修する者については、改正後の第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。